

災害支援ナース(災害・新興感染症)の派遣

(災害支援ナース基本的考え方)

災害支援ナースは、まず被災地等が属する都道府県内で活動することが基本となるは、都道府県を越えた協力が必要な場合、他の都道府県で活動することがある。

(災害支援ナース派遣手順・要請)

・被災都道府県は、災害支援ナースの派遣の必要性を検討し、災害支援ナースの活動地域(市町村)、活動場所、必要な人数、期間、活動内容を決定する。

・都道府県は、協定締結施設に派遣を要請し、派遣調整を行う。

* 都道府県看護協会に派遣調整を委託可能

・協定施設において、登録している災害支援ナースを派遣する。

災害支援ナースの派遣

・被災都道府県は、都道府県内派遣が適切に講じられてもなお、災害支援ナースの数が不足すると判断した場合は、他の都道府県に災害支援ナースの派遣を要請することができる。

災害支援ナース(災害・新興感染症)の派遣

(事故補償への対応)

都道府県は、看護支援活動中の事故に対応するための傷害保険に加入する。

また、災害支援ナースは、第3者に損害を与えた場合に備えて、災害時発生時に看護支援活動補償の対象に含まれる損害責任保険制度への加入が望ましい。

(費用の支弁)

災害支援ナースの活動に要した費用は、都道府県と所属施設との協定に基づき、派遣を要請した都道府県が支弁する。(派遣要請した都道府県)

- ・災害救助法に基づく救助であると認められた災害支援ナースの派遣は、国の支弁を要請することができる。
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療措置協定を締結した施設が災害支援ナースを派遣した場合には、都道府県が支援した費用について国が補助する。